



# 増税からわが家を守る3つのコツ 上手にためて、賢く使う

年金の不安や増税へ負担増、景気の低迷など日本を取り巻く現状は厳しさを増しています。厳しい雇用情勢や賃金低下などが生活に著実に響く中、今年も消費増税の増税も迫り、一層家計が冷え込む予感があります。たとえボーナスをもらってもパツと楽しく使う気分ではなく、資産を守ることやローンに回すことで精一杯という人も少なくないかもしれません。せつかく支給されたボーナスのお金は、有効活用したいものです。家計を守るお金の使い道について、税理士でファイナンシャルプランナーの篠田陽子さんに聞きました。



## 家計簿から見えるわが家の状況

ボーナスの支給が始まりましたが、使おうという機運ではないかもしれませんが、お金を貯めると言うのと、稼ぐ手段について目を向けてしまいがちですが、手に入れたお金をいかに守っていくかという方法も知っていないとお金はどんどん逃げてしまいます。収入が増えない中、家計の見直しをして現状を把握することがとても大切です。

現状が分かっていると、対策のしようがありませんから。

それを知るには、まず家計簿をつけて入金と出金を把握していきましょう。そこから無駄な支出が見えてきます。数字で記録されると、いろんな無駄が見えてきて節約意識が高まり、目的のある使い道や貯蓄につながります。

一分かかっていてもなかなか家計簿をつけないのは、面倒です。

常にレシートを保存し、電卓片手にノートに書き込む作業は、面倒で続かない



## リスクと安全性でお金を分散運用

増えない収入なら、少しでも貯蓄したお金を増やしたいです。

なぜお金が必要か、何のために貯めるのか目的を明確にして貯蓄しておくことが重要です。低金利時代にお金を1カ所に預けても増えませんが、リスクを含めて分散して預けていくことでお金を守り、増やすことになりやすくなります。

預金や投資、保険などの金融商品は、選ぶのは難しいです。

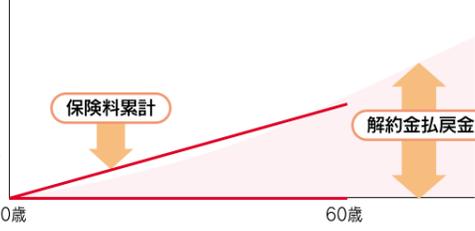
絶対に元本割れをしないでお金と、長期で運用してもいいお金と分散してみましょう。老後資金なら外貨建て預金や貯蓄性の高い積み立て型の保険で長期の運用利回りを狙う、すぐ先に必要な教育費なら定期積み立てで崩さないとい決めるなどです。

一定年後の長い人生を年金だけで支えるのは、困難な時代です。

厚生労働省によると、最低限の日常生活を送るためには、月額22万円とされています。年金の平均受給額は厚生年金の人で月額23万円なのでまず生活はできるかもしれませんが、ただひとりある生活のために必要な金額が月額36万円といわれているので、65歳で退職して夫婦が84歳まで生きるとすれば、19年間分、月額36万円が必要となります。年金の受給額23万円との差額13万円の19年分、約3千万円の備えが必要となってくるわけです。この年金額の不足部分をどのように補うかを若いうちから考えなければ

### 資金確保に効果的な終身保険のイメージ

特長：一生涯保障が特長し、貯蓄性があるので急に資金が必要になった場合、解約払戻金を有効に活用できます。(部分解約・契約者貸付制度) 保険料払込満了後も解約払戻金を老後生活資金としても有効に活用することができます。



という人は多いですね。でも最近では、パソコンを使った専用ソフトを使っている人も多くなります。携帯電話サイトやスマートフォンにも対応しているものもあり、家計簿をつける手間を省いてくれる便利なアプリがあります。利用しているほかのユーザーとの平均支出額を比べて、ユーザー同士でコミュニケーションができるのも楽しく長続きするコツかもしれません。

家計簿から分かる無駄は、どんなところが挙げられますか。

例えば外食の回数、美容院やマッサージなど自分への褒美が多すぎた、今月は貯蓄ができなかったなど現状を把握して、家計をスリム化すれば、いろいろな必要なものが見えてくるはずですよ。

現実を見ないと、改善点や次の手が打てないわけですね。

そうです。井勘定ではなく、何に使ったかを把握するには、数字でつかめる家計簿が最も早道です。

いけません。若い世代は将来、年金が十分に受けられなくなる可能性もあるのではおさらです。

だから分散して将来に備えなければならぬわけですね。

収入の大幅な減少や病気やけがで長期間働けなくなった時、介護が必要な状態になった時など、やはり若いうちからリスクに対して十分な備えが必要で、医療保険や生命保険、介護保険は予期しない出来事でも経済的に生活が困難になった時の備えになります。保険は短期で解約すれば、元本割れをするので無理のない金額で続けられる期間を選択することが、損をせずにお金を貯める一番の近道です。

### 給料から徴収された税金を取り戻すには

年末調整で税金が戻るものと、確定申告で税金が戻るものがあります。

#### 年末調整で税金がもどる場合

- 1 生命保険、地震保険、個人年金、介護保険などの保険料を支払った
- 2 住宅ローンを返済している
- 3 扶養家族が増えた(高齢者の親族、1年の間に専業主婦になった妻との結婚など)
- 4 1年の間に離婚をして子供を養っている
- 5 夫と死別して寡婦になった

#### 確定申告で税金が戻る場合

- 1 家をローンで買った
- 2 医療費を一年で10万円以上支払った
- 3 株や投資信託で損をした
- 4 会社を辞めたがまだ再就職していない
- 5 2,000円以上の寄付金を支払った

消費増税や扶養控除の廃止などいよいよ大増税時代です。

6月の給与から住民税の年少扶養控除(33万円)が廃止されたことで課税が増え、手取り金額が減って驚いた人も少なくないでしょう。子ども手当の支給開始に伴い、昨年からすでに中学生以下の子供を持つ人に適用される所得税の年少扶養控除(38万円)も廃止されています。配偶者控除の縮小・廃止も引き続き検討の対象となっていて、妻のパート収入にも年金や健康保険料を納めなくてはならないとなったり、配偶者控除の引き下げで夫の税金が増税されたりするかもしれません。2013年からの施行を目指す復興特別増税は、所得税率を2.1%引き上げるものでこれまた家計に重くのしかかっています。

そして消費増税は目の前です。消費税率は、2014年4月に8%、2015年10月に10%引き上げる法案が可決されました。試算によると4人家族で給与所得者が1人の場合、消費税率が10%に上がると、年収400万円から450万円世帯で今より年10万1490円が負担増になり、年収700万円から750万円世帯では年12万5265円になるとされています。

税金負担は増えるばかり。これでは節税どころではありません。

そうですね。しかし、一部で減税や補助金による支援策も打ち出されています。平成24年1月以降の保険契約については、医療保険や介護保険などを対象とした「介護保険料控除」が新設され、年末調整の「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」に加えて、控除額はそれぞれ4万円、計12万円となります。

住宅ローン減税など引き続き続きますが、

例えば住宅ローン控除は、2012年に居住を開始した場合、10年で最大300万円、認定長期優良住宅なら400万円の税還付が受けられます。ただし繰り上げ返済で建物部分のローンを一括で払ってしまうと、土地だけのローンが残った場合は還付が受けられません。住宅ローン控除を受けるためには、取得してから半年以内に入居することなどの条件があります。ほかにも若い世代が住宅を購入しやすくなるよう、住宅取得資金に関する贈与税は、直系の血縁からの贈与であれば1千万円までが控除されます。これも2014年末まで延長されます。



## 税制を知って賢く節税

### 平成24年5月以降の新車グリーン税制・エコカー減税の内容

グリーン税制・エコカー減税とは?	石油資源や地球温暖化など、環境のため低燃費でなおかつ排出ガスもグリーンな車を普及させるため、排出ガスと燃費が一定基準を満たす車両に対して、税金が優遇される制度がグリーン税制・エコカー減税です。		
減税期間	自動車取得税:平成24年4月～平成27年(2015年)3月末までの登録車 重量税:平成24年5月～平成27年(2015年)4月末までの登録車 自動車税:平成26年(2014年)3月末までの登録車(登録の翌年度から1年間適用)	低排出ガス車 低燃費車 低燃費車	
優遇される条件 (各車のカタログ、HPなどに右記ステッカー、内容が表記されています)	平成17年排出ガス基準75%低減レベル	平成27年度燃費基準+20%達成車※1	平成27年度燃費基準+10%達成車
自動車取得税の減税内容 (新車購入時)	全額免除	75%減税	50%減税
重量税の減税内容 (新車購入時)	全額免除 (購入3年後の車検時の重量税も50%減税)	75%減税	50%減税
自動車税 (毎年5月に取る税金) (軽自動車は軽減なし)	50%軽減	50%軽減	25%軽減

※1 記載条件車以外にも平成27年度燃費基準+20%達成のハイブリッド車とクリーンディーゼル車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車。平成27年度燃費基準+10%達成及びH21年排出ガス規制適合の天然ガス車も対象。

### 住宅ローン控除対象の借入金の限度額

居住開始年	控除期間	一般住宅	
		住宅借入金等の年末残高の上限	控除率
2012年	10年間	3,000万円	1.0%
2013年	10年間	2,000万円	1.0%

### 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税

贈与年	非課税限度額
2012年	1,000万円 【1,500万円】
2013年	700万円 【1,200万円】
2014年	500万円 【1,000万円】

【】内の金額が省エネ・耐震住宅取得の場合

エコカー減税も延長です。

今春終了予定だったエコカー減税は、3年延長されています。環境に対する補助金は、住宅の再生可能エネルギーによる発電の固定価格の買い取り制度など政府も積極的な補助金制度を進めています。

消費増税が上がる前に購入に走りませんが、住宅などは増税前に購入したほうがいいのです。

1997年に消費増税が5%に上がる直前、自動車や住宅の駆け込み購入者が急増したようですが、売り手市場なだけに販売店はあまり値下げをしなかったようです。増税後に需要が落ち込み、買い手市場に変わったことで企業は、増税前より値引きをし、増税前よりも安く手に入ることもあったほど。ブランド商品など需要が減っても値下げしないものは増税前に買ってもいいかもしれませんが、住宅や自動車など値引き販売される商品は、増税後に買ったほうがお得なこともあります。今本当に必要なものか、消費者が冷静に見極める目を養うことが大切です。税金は何かと複雑で分りにくいものです。「改正があるたびに結局増税されている」なんてこともありますが、減税策をユニースでチェックして購入のタイミングを考えれば、お金を守るにつながります。

岐阜市でしのだ会計事務所を経営。ファイナンシャルプランナー協会での講師や商工会議所での会計指導、経営診断の講師を務める。金融機関や不動産会社と提携し、創業支援をサポート。

税理士・ファイナンシャルプランナー  
篠田 陽子さん